

平成 21 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 ゲンキー株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤永賢一
(J A S D A Q ・ コード 2772)
問合せ先 取締役管理本部長 山形浩幸
電 話 0776 - 67 - 5240

株式の分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 5 日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 21 年 12 月 20 日(日)を基準日として(当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的な基準日は平成 21 年 12 月 18 日(金)となります)同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割します。

なお、今回の分割により本日平成 21 年 10 月 5 日に発表いたしました平成 22 年 6 月期の第 2 四半期末の配当金額は、1 株当たり 17 円 50 銭(1,750 円の 100 分の 1)となります。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	30,484 株
今回の分割により増加する株式数	3,017,916 株
株式分割後の当社発行済株式総数	3,048,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000 株

3. 日程

基準日設定公告日 平成21年12月1日(火)

基 準 日 平成21年12月20日(日)

効 力 発 生 日 平成21年12月21日(月)

(注)なお、平成 21 年 4 月 8 日付通知「株券等の 5 日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」にて公表されている予定通り、ジャスダック証券取引所において、株券等の期間売買停止の廃止が予定されておりますが、実施予定日が延期された場合、上記「2.株式の分割」及び下記「4.単元株制度の採用」に伴い、当社株式は、平成 21 年 12 月 15 日(火)から平成 21 年 12 月 18 日(金)まで、ジャスダック証券取引所において売買停止となります。

今回の株式の分割に際しては、平成 21 年 10 月 5 日現在を基準にしており、資本金の増加はございません。
平成 21 年 10 月 5 日現在の資本金 816,427,000 円

また、今回の株式の分割に伴い、平成 13 年改正旧商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき発行した新株予約権の行使価額を、株式の分割の効力発生日である平成 21 年 12 月 21 日（月）以降、次のとおり調整いたします。

銘柄	調整後行使価額	調整前行使価額
	調整後付与株式数	調整前付与株式数
第 2 回新株予約権	1,495 円	149,500 円
	200,000 株	2,000 株
第 3 回新株予約権	2,825 円	282,500 円
	74,800 株	748 株

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割」の効力発生日である平成 21 年 12 月 21 日（月）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 21 年 12 月 21 日（月）

(注) 上記の単元株制度の採用に伴い、平成 21 年 12 月 21 日（月）をもって、ジャスダック証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更します。

5. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割」及び「4. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項並びに第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 21 年 12 月 21 日（月）付をもって、当社定款の一部変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>120,000</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数)
第 7 条	第 7 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
~ (条文省略)	第 8 条
第 41 条	~ (条数線下)
(新設)	第 42 条
	附則
	第 1 条 <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日は、平成 21 年 12 月 21 日とする。</u>
	<u>なお、本附則第 1 条は、前項の効力発生日をもって削除する。</u>

以 上